

海洋散骨ルールブック

～ 自然へ還ることを望むあなたへ～



発行元

一般社団法人

日本海洋散骨協会

Japan Marine Ash Scattering
General Incorporated Association

最期まで『自分らしい』葬送
でおくられたい。

わたしたちは、散骨を希望する方の想いとして、そのような言葉をしばしば耳にします。しかし、『自分らしく』という考え方は、ともすれば、『自分本位』となる危険性があります。

海洋散骨という葬法は、近年、社会的に認められつつありますが、まわりの方の理解を得られないような方法によつて、大きな社会問題へと発展する可能性も考えられます。

わたしたちは、これまで自然にお還しした多くの故人様とご遺族、そして、これから散骨を希望する方たちのためにも、安全かつ安心して散骨のできる環境を守つていきたいと考えております。

海洋散骨…



私はこれを
やりたいわ
タマ

子どもは
海外暮らしだし

にゃー



今からお墓を買うのも
色々大変そうだし

お寺

霊園

場所

土地

墓石

管理費

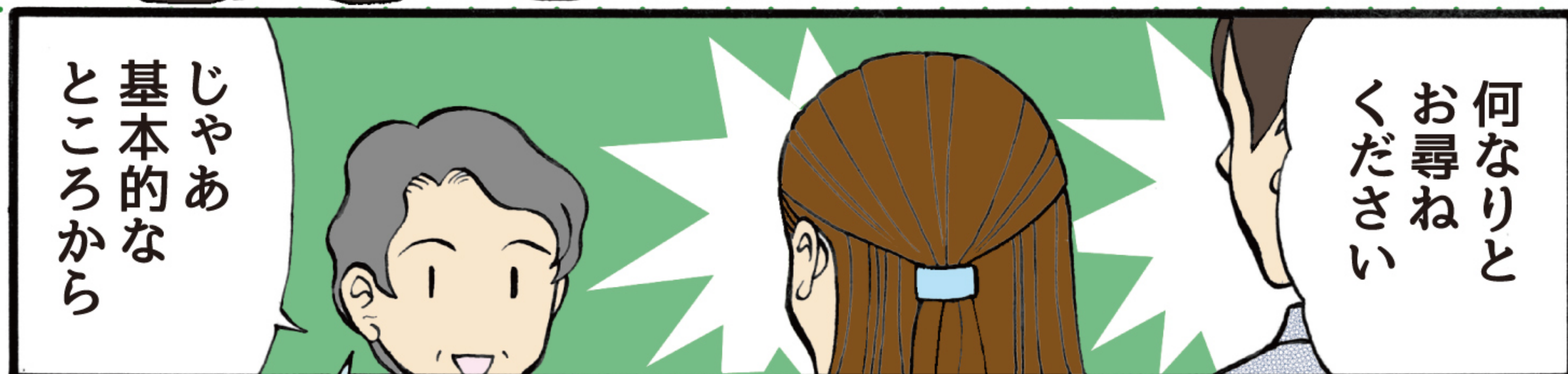
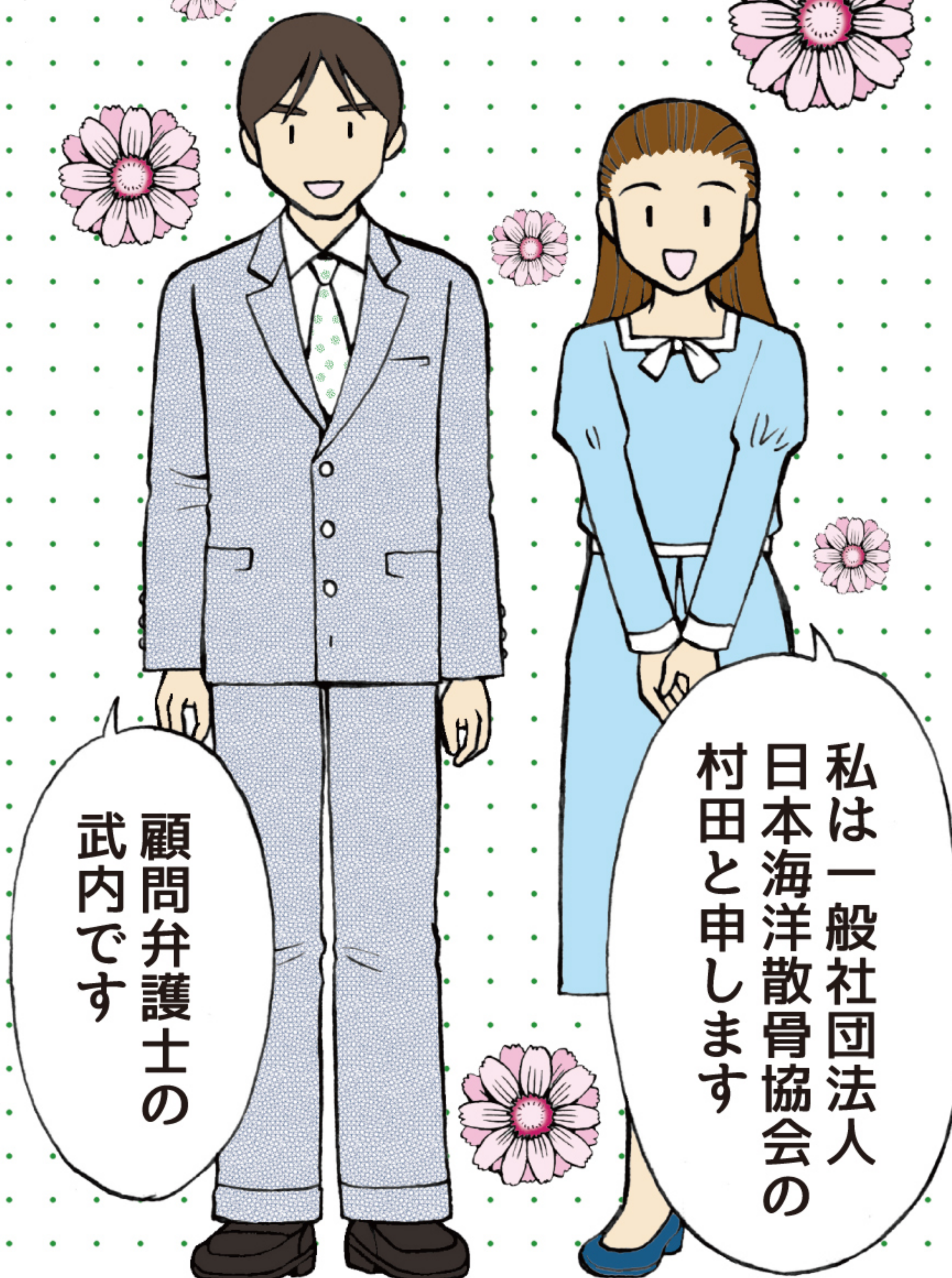
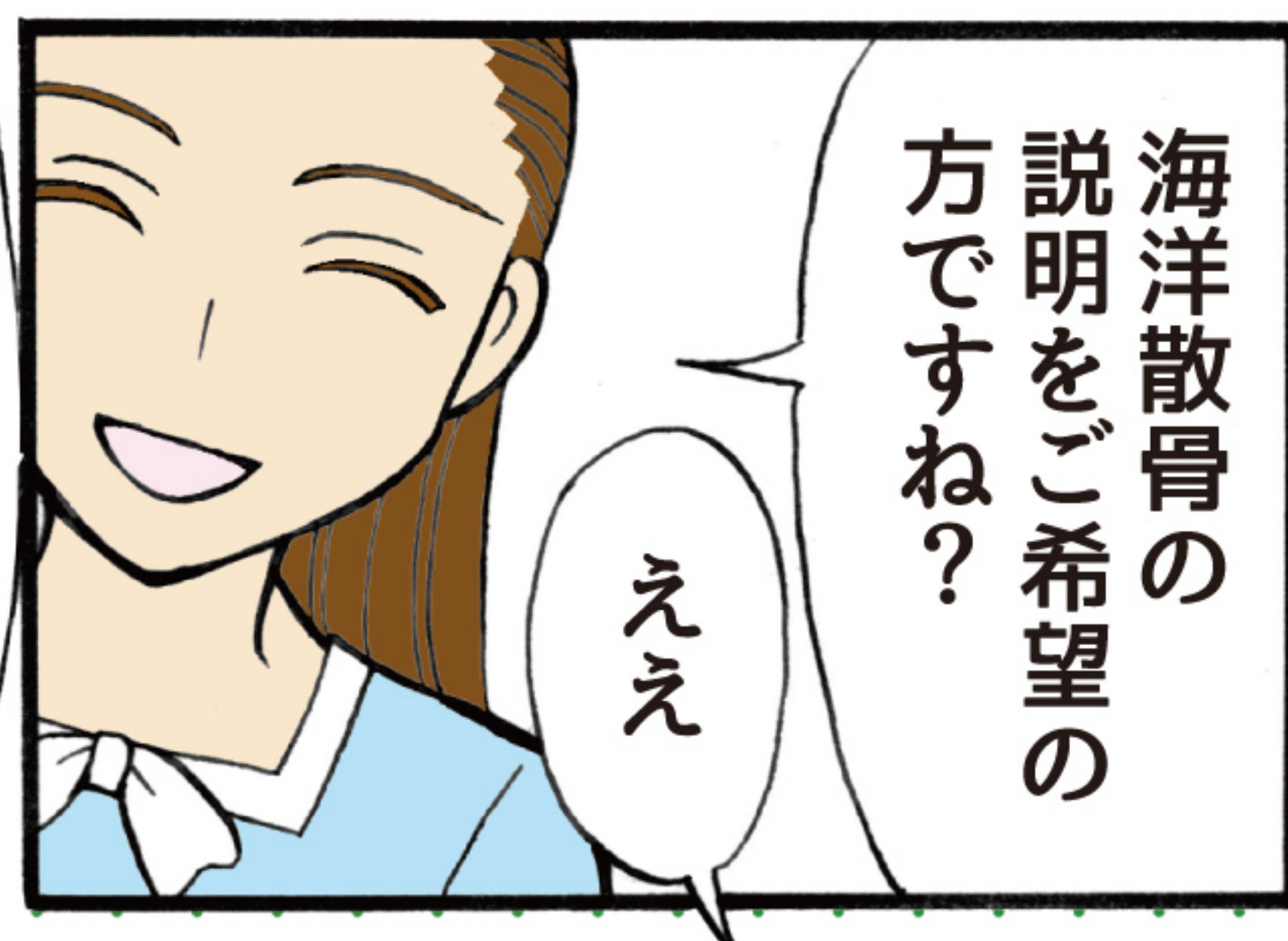
供養

とりあえず
連絡して

にゃー

話を聞いて
こようかな？





A.
原則として
自由に
行なえます

法務省が、1991年に、「葬送のための祭祀として節度をもって行われる限り遺骨遺棄罪（刑法190条）に違反しない」との見解を示しています。

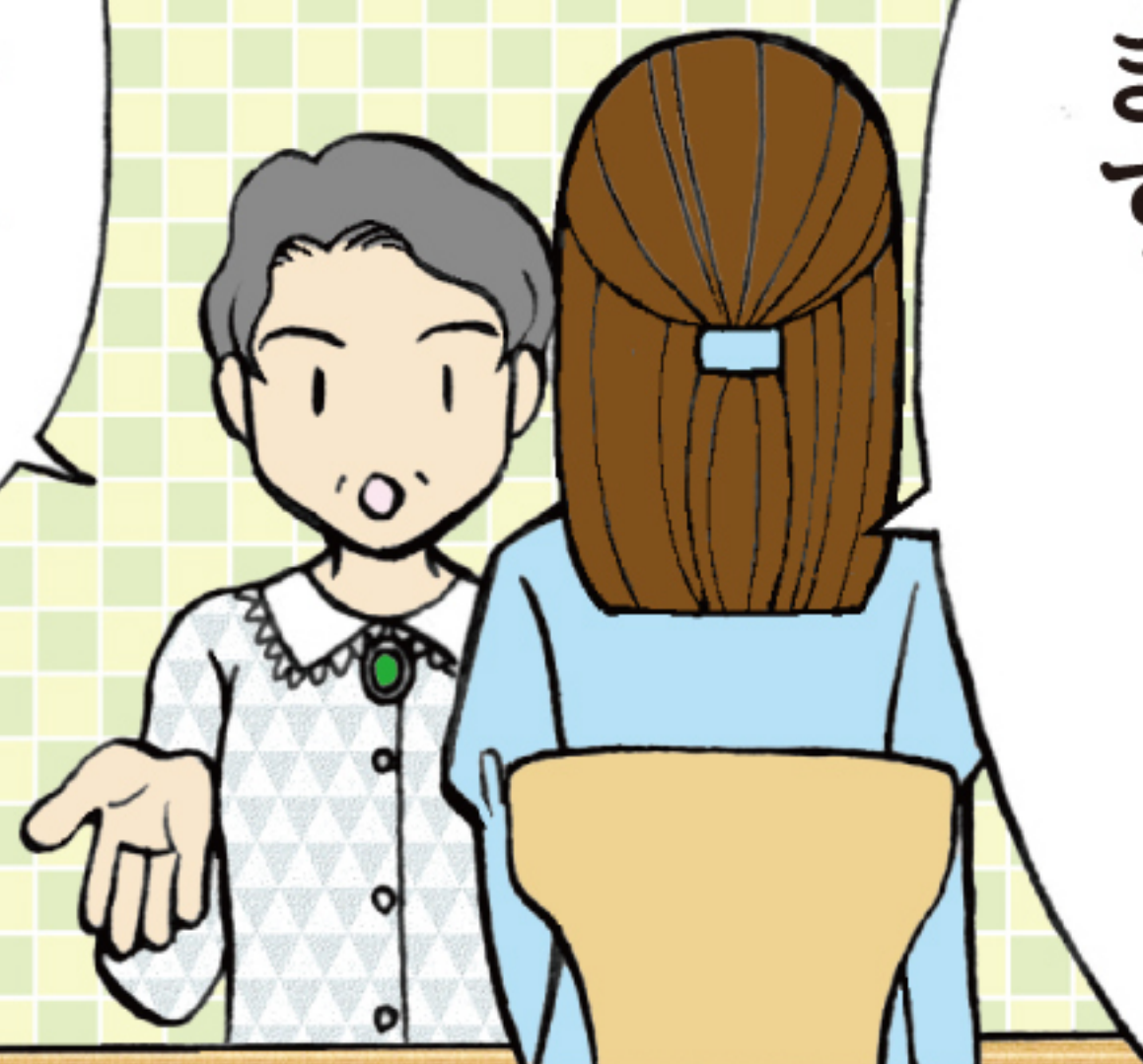
（一部地域の条例を除いて法規制の対象外とされています）



あと当協会では
トラブル防止のために
ガイドラインを作っ
ております

それは
必要よね

Q.
お骨は
とても細かく
するの
でしょう？



はい

A.
粉骨化の
義務が
あります

こつちのでも
それなりに
細かいけど…

ここまで…
粉みたいに
するのね！



あと

Q.

散骨場所の
制限は
あるの？

故郷の海が
いいんだけど

A.

ガイドラインで
散骨場所を
制限しています。
※

禁止とされる
場所としては

※人が立ち入れる陸地から1海里（1852m）以上離れた洋上のみ

× 浜辺

× ダム

× 河川・河口

× 防波堤

× 湖・沼地

× 滝

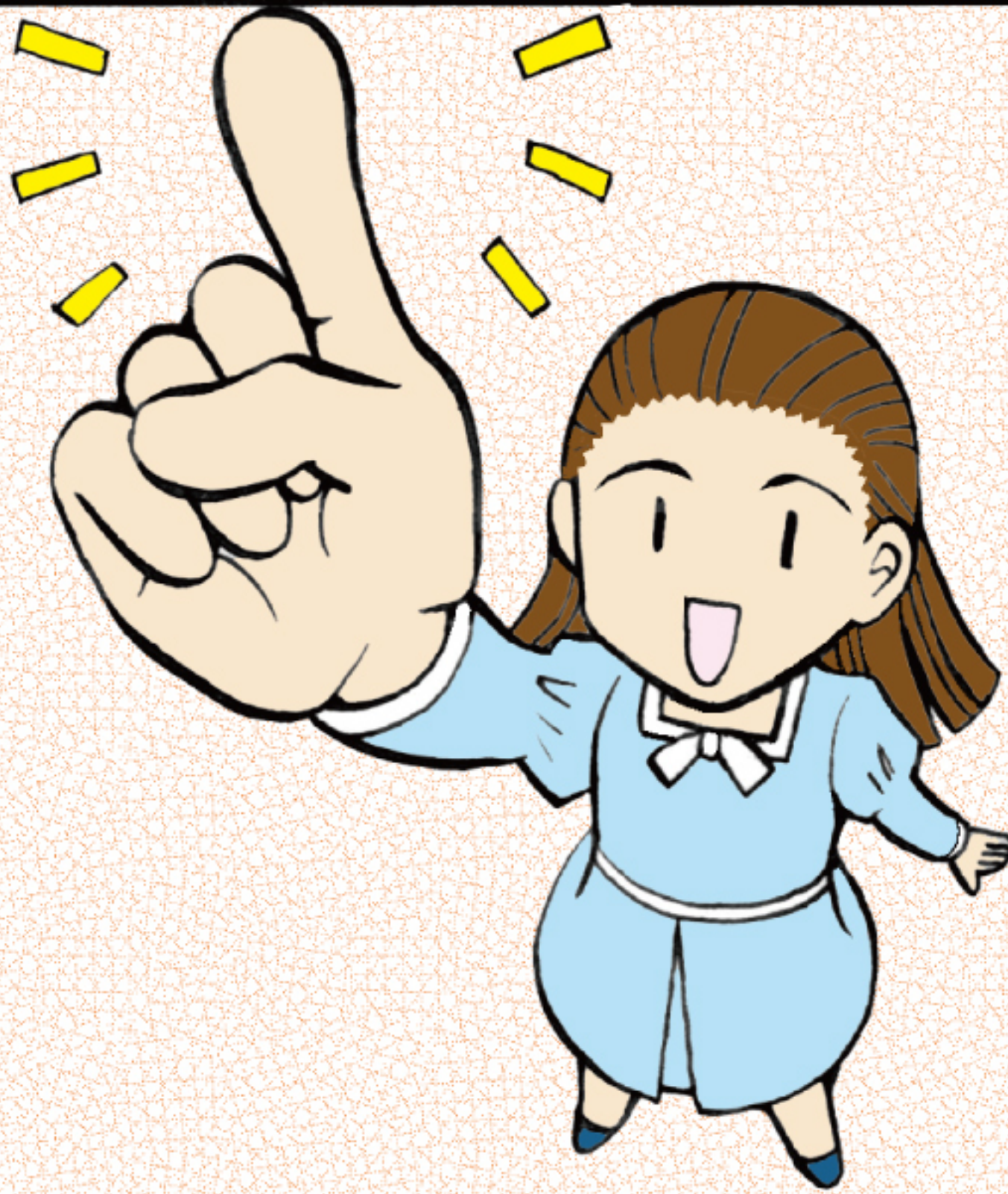
× 海岸

× 干潟

ダメなのは
水源や人目
につくところ？

大正解
です！

あとは2点
ご配慮をお願い
したいのですが…



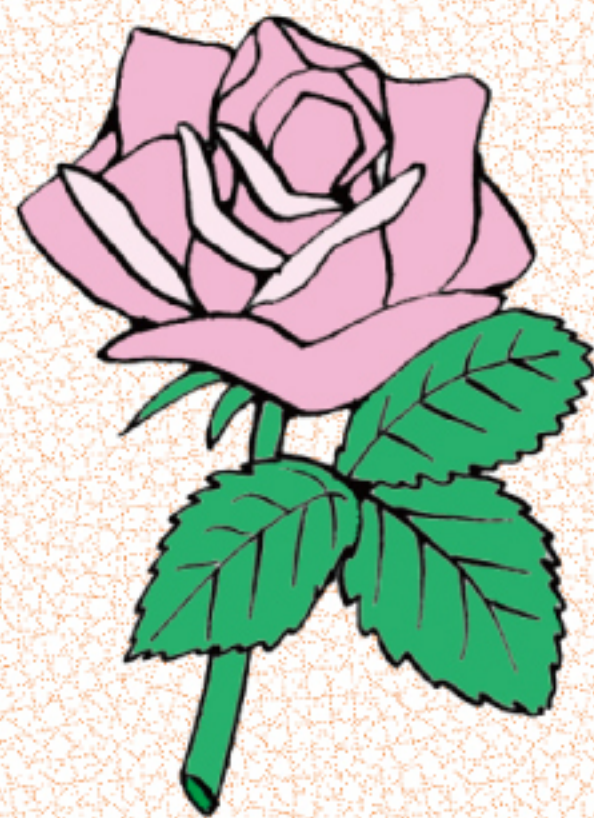
①

自然環境への
ご配慮と

× 包装紙付き



× 茎、葉付き



○ 花部分のみ



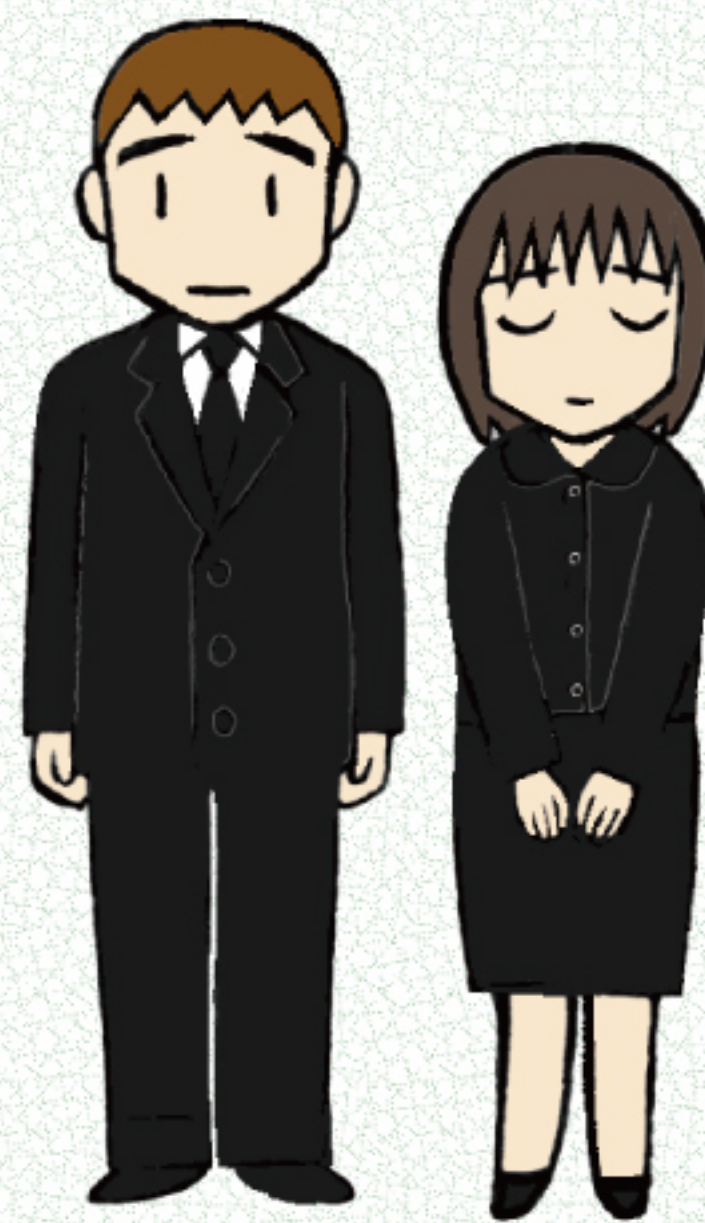
◎ 花びら



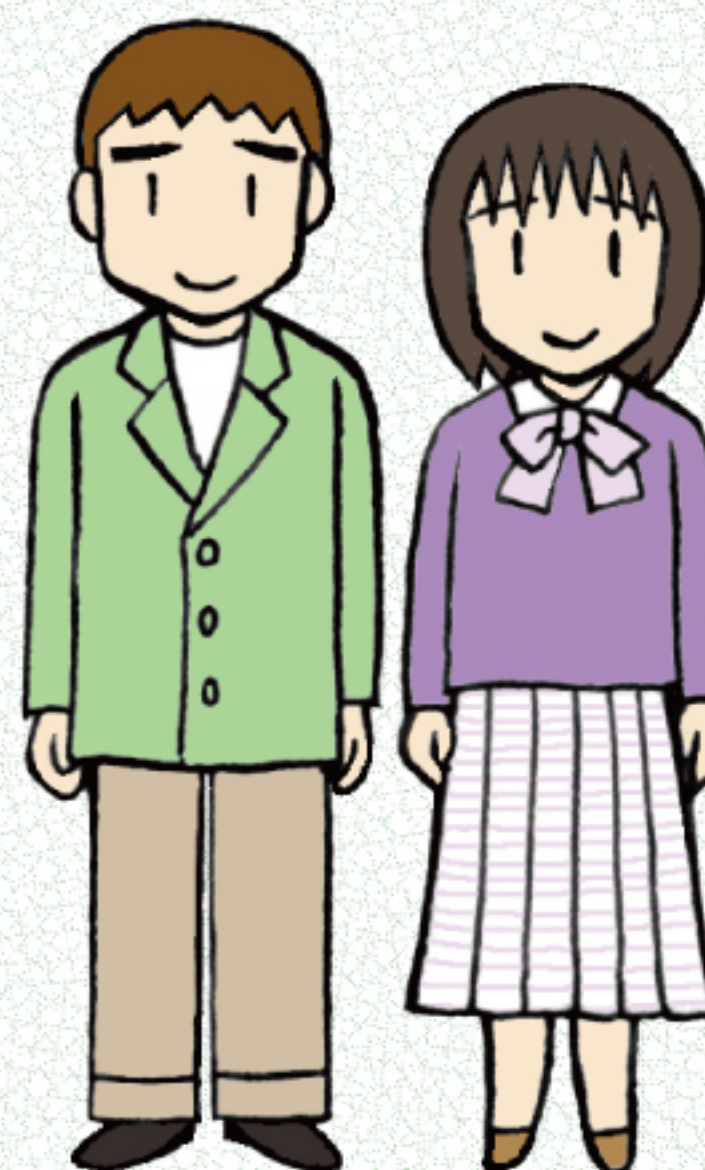
②

一般市民への
ご配慮です

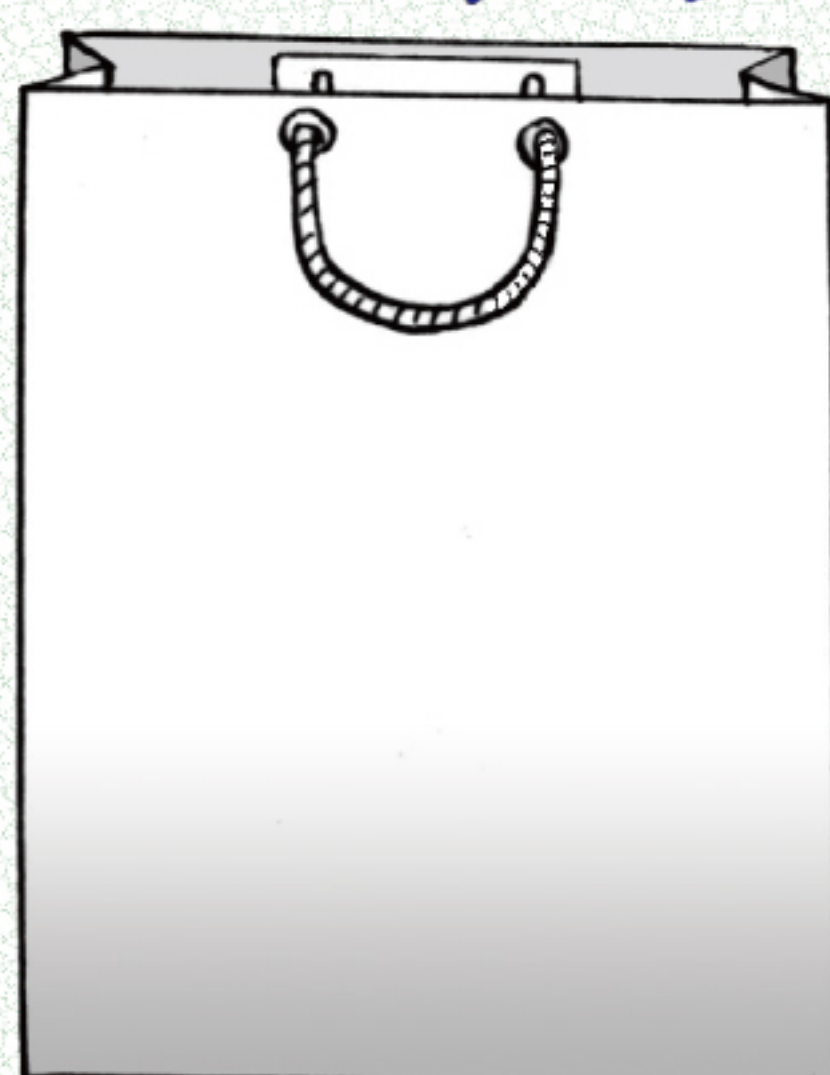
× 喪服



◎ 平服



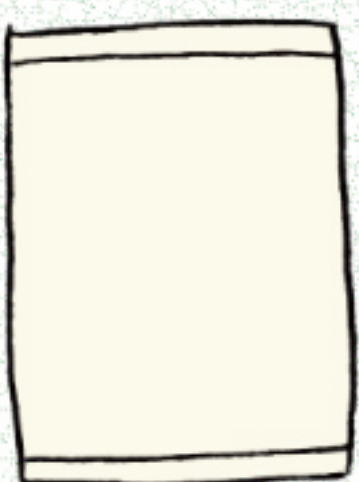
この中へ



献酒

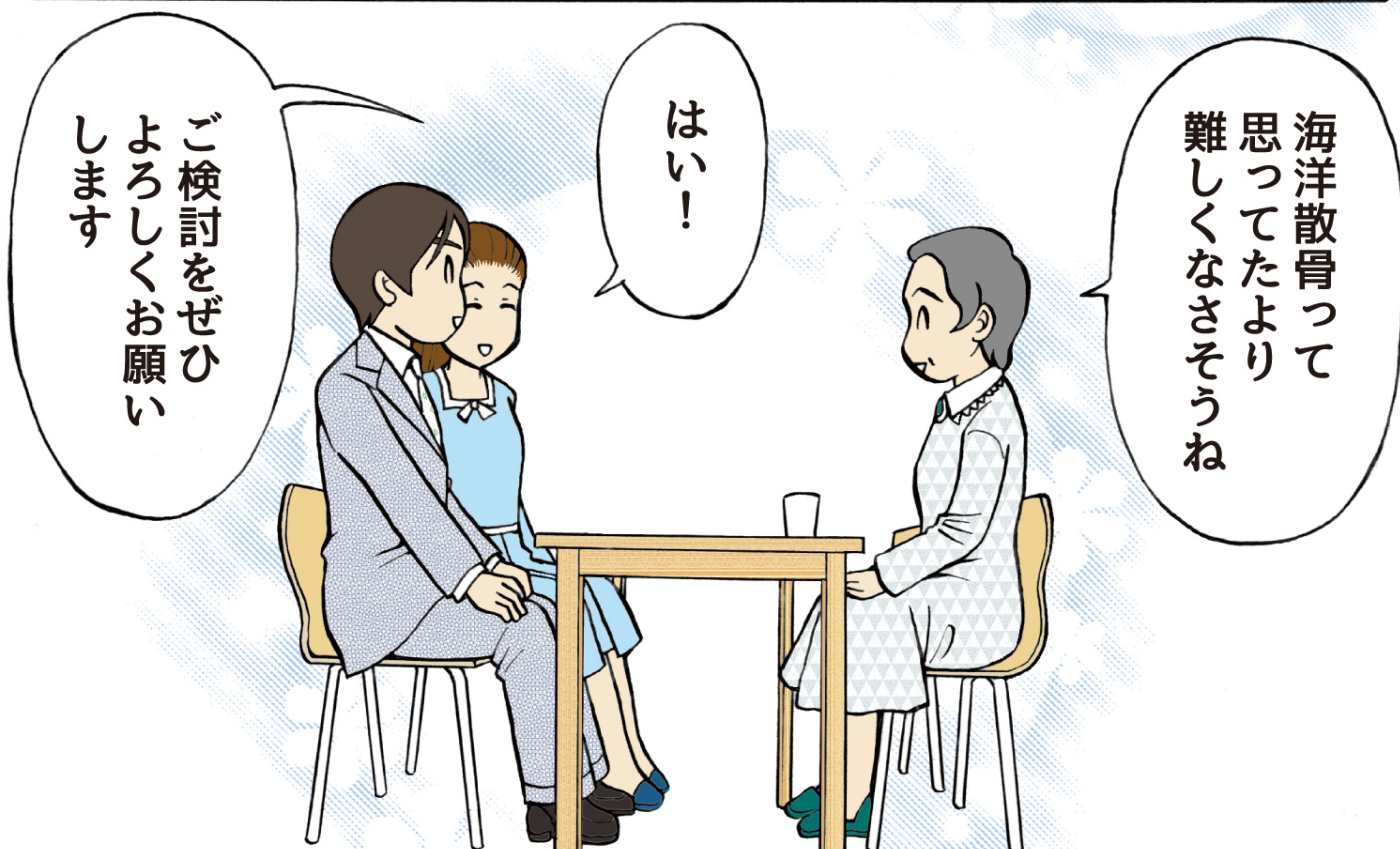


粉骨



遺影





☀️ 海洋散骨ガイドライン ☀️

1 はじめに

(1) 散骨とは

海洋散骨は、祭祀の目的をもって、故人の火葬したあとの焼骨を海洋上に散布することをいいます。

(2) 散骨は、原則として自由に行える

散骨は、墓地、埋葬等に関する法律にこれを禁止する規定はなく、一部地域の条例を除いて法規制の対象外とされています。

また、散骨については、法務省が、1991年に、葬送のための祭祀として節度をもって行われる限り遺骨遺棄罪(刑法190条)に違反しないとの見解を示しています。

このように、散骨は「節度をもって行われる限り」自由に行うことができます。

(3) ガイドライン策定の趣旨

このように散骨については自由に行うことができるので、法的なルールは策定されておらず、行う側の自主判断に任されています。

もっとも、万が一、散骨の態様が祭祀としての節度を越え、一般市民の宗教的感情を害した場合、遺骨遺棄罪にあたり違法と判断される可能性もあります。

そこで、海洋散骨が祭祀としての節度をもって行われることを確保するために、業界団体として散骨方法に関する自主基準を策定する必要があると考えました。また、日本の埋葬文化や価値観・考え方の変化に伴い、近年、墓地への埋葬等に加え海への散骨をもって埋葬に代えるご家族が増えてきています。海洋散骨事業者には、散骨を受託するなかで、故人やご遺族の要望に誠実にお応えしていくという責務があります。他方で、散骨が新しい葬送方法である点、ご遺骨を撒くという特殊な行為である点などから、散骨について否定的な見解をお持ちの方々もいらっしゃるという事実も真摯に受け止めなければいけません。そのような方々にも理解を得られるよう、適正な散骨方法を広めていくこともまた、散骨事業者の責務であると考えています。

そこで、海を生業とする方々とのトラブルの防止、環境保全、散骨の安全確保などの観点から問題視される可能性のある海洋散骨を抑止するためにも、業界団体として自主基準を策定する必要性があると考えました。

一般社団法人日本海洋散骨協会は、海洋散骨に関してのガイドラインを定め、これを遵守することにより、ご遺族に安全かつ安心していただくとともに、周囲の方々からも理解を得られる海洋散骨を実施していくことを、ここに宣言いたします。

2 適用範囲

本ガイドラインは、一般社団法人日本海洋散骨協会加盟事業者(以下「加盟事業者」といいます。)が、日本国内において実施する海洋散骨に適用します。

3 粉骨の義務【注1】

加盟事業者は、海洋散骨を実施するにあたり、遺骨を遺骨と分らない程度(1mm～2mm程度)に粉末化しなければいけません。

4 散骨場所の選定義務

(1) 加盟事業者は、人が立ち入ることができる陸地から1海里以上離れた海洋上のみで散骨を行い、河川、滝、干潟、河口付近、ダム、湖や沼地、海岸・浜辺・防波堤やその近辺での散骨を行ってははいけません。【注2、注3】

(2) 加盟事業者は、散骨のために出航した船舶においてのみ散骨を行い、フェリー・遊覧船・交通船など一般の船客がいる船舶や漁船において散骨を行ってははいけません。

(3) 加盟事業者が海洋上で散骨を行うに際しては、漁場・養殖場・航路を避け、一般の船客から視認されないように努めなければいけません。

5 自然環境への配慮義務

(1) 加盟事業者が散骨をするにあたっては、自然に還らないもの(金属・ビニール・プラスチック・ガラスその他の人工物)を海に撒いてはいけません。【注4】

(2) 加盟事業者が散骨に伴い献花、献酒するにあたっては、周辺の状況に配慮するよう努めなければなりません。【注5】

6 参列者の安全確保義務

(1) 加盟事業者が散骨を行うには一人あたり3000万円以上の船客賠償保険に加入した船舶を用いなければいけません。

(2) 加盟事業者は、以下のとおり、船舶乗船者の安全を図る必要があります。

- I 船舶の整備・保全に努めること
- II 航行中の小型船舶に乗船中の小児(12歳未満)にはライフジャケット(救命胴衣)を着用させること
(着用措置が免除される場合を除く)
- III 緊急時の連絡体制を確立し、無線機・携帯電話等の通信設備を備えること
- IV 船舶の乗船定員を厳守すること
- V 風速・波高・視程による出航停止基準や出港後の運航中止基準を確立し、厳守すること
- VI その他法令に従い安全に船舶の運航を行うこと

7 散骨意思の確認義務

加盟事業者が散骨を行うには、官公庁からの依頼の場合を除き、本人の生前の散骨希望意思に基づく申込みまたは葬儀を主宰する権限がある者からの申込みが必要です。本人の生前の散骨希望意思の確認が取れずかつ葬儀の主催者が本人の親族でない場合、加盟事業者は、散骨の申込者に対し、全量散骨を避けるなど適切な助言をするよう努めなければいけません。【注6】

8 散骨証明書の交付義務

- (1) 加盟事業者は、遺族から希望があった場合、散骨した場所の緯度・経度を示した散骨証明書を交付しなければいけません。
- (2) 加盟事業者は、散骨証明書の交付申請に備えて、故人の散骨した場所に関する情報を、散骨実施後10年間保管しなければいけません。【注7】

9 一般市民への配慮義務

加盟事業者は、散骨をするにあたり、桟橋やマリーナの他の利用者の心情に配慮しなければいけません。また、散骨の主催者や参列者に対しても、桟橋やマリーナの他の利用者へ配慮するよう要請しなければなりません。【注8】

10 一般社団法人日本海洋散骨協会ガイドライン遵守事業者の登録及び公表

一般社団法人日本海洋散骨協会では、本ガイドラインを遵守することを誓約した加盟事業者を「海洋散骨ガイドライン遵守事業者」として登録し、適宜の方法により公表し、同事業者に当協会ロゴマークの使用を許可します。

11 加入事業者への指導・勧告・登録抹消

一般社団法人日本海洋散骨協会は、本ガイドラインの規定に著しく違反し、または故意に違反した加盟事業者に対し改善の指導・勧告をし、それに従わない時には登録を抹消することができます。

12 付則

- (1) 本ガイドラインは、平成26年12月1日から施行します。
- (2) 本ガイドラインは、一般社団法人日本海洋散骨協会理事会の決議により、必要に応じて随時改正することができます。

注釈

【注1】遺骨の状態のまま散骨をした場合、散骨された遺骨を見た一般市民にとって、遺骨を廃棄しているかの見分けが付かず、宗教的感情を害する可能性があります。

【注2】一般市民の目に触れる場所で散骨を行うことを避けるとともに、遺骨が風に吹かれて一般市民にかかるなどしてトラブルが発生することを防止するため、散骨に立ち会う者以外がいない場所で行う必要があります。

【注3】河川や湖沼は、水源になっている可能性があります。水源に散骨を行った場合、その水を飲む方々の心情を害するおそれがあるため、水源での散骨は禁止する必要があります。

【注4】自然に還らないものを撒いた場合、海洋汚染につながります。また、海岸に流れ着いた場合、トラブルになる可能性があります。献花するにあたっては、花などのラッピングは外した上で、自然に還るもののみを海に撒く必要があります。

【注5】大量の献花、献酒は、海洋汚染の原因になる可能性があるため、周辺の状況へ配慮しながら行う必要があります。

【注6】全ての遺骨を散骨すると、遺骨が手元からなくなってしまいます。将来、遺族が現れ、墓や納骨堂、手元供養などを希望した場合にトラブルが発生する可能性があるため、適切な助言をする必要があります。

【注7】散骨をした場所を巡る周忌クルーズの実施を希望する方もいます。その場合に、散骨した場所が不明になってしまうことを避けるため、散骨証明書の交付、散骨場所に関する情報の保管が必要となります。

【注8】桟橋やマリーナは公共の場であり、レジャー目的で利用している人が多くいます。桟橋やマリーナによっては喪服着用の辞退、お骨や遺影、献花、献酒については袋に入れて持ち運ぶなどして、他の利用者の心情を害することがないように配慮する必要があります。

詳しくは一般社団法人日本海洋散骨協会のHPにて

日本海洋散骨協会

検索

<http://kaiyousou.org>



ブルーハートマーク は信頼の証

青い海に広がる白と青の花びらで、故人や故人を想う方々の「心」と、みなさまのお手伝いをする散骨事業者の「心」をかたちにした「ブルーハートマーク」は経験、実績、許可および届出を確認した事業者に付与されるマークで、ご依頼主様が安心してご利用いただける企業の証です。一般社団法人日本海洋散骨協会ガイドラインを遵守する事業者に対して、当協会が発行する信頼のマークです。

海洋散骨ルールブック ～自然へ還ることを望むあなたへ～

発行日	第2版 2018年4月15日
発行元	一般社団法人 日本海洋散骨協会 〒130-0002 東京都墨田区業平3-8-4 ビレッジマルタニ3F 電話：03-6658-4410 メール：info@kaiyousou.org
監修	法律事務所アルシエン 弁護士 武内優宏 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-6-15 霞ヶ関MIIタワーズ 電話：03-5510-8255



一般社団法人
日本海洋散骨協会

Japan Marine Ash Scattering
General Incorporated Association

海への旅立ちを望む方たちの未来のために、わたしたちが出来ること。

<http://kaiyousou.org>

----- お問い合わせ -----